

# 学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

## 九重町立東飯田小学校

### 1. 学校いじめ防止基本方針

いじめ問題は、全国的に深刻な社会問題であり、児童が命を絶ったり、学校に行けなくなったりする現実がある。

本校においては、学校生活アンケート(平成29年度)のいじめに関する項目において、7件が認知され、担任による児童との面談や、担任と保護者との連絡を密にすることや対象児童への対応により、すべて解消している。しかしながら、言動の粗雑さや友だち関係の不安定さなど、いじめに発展しかねない状況は他にも見られる。これまでも、未然防止、早期発見・早期対応を心がけてきている。また、全国的にはインターネットやSNSを利用したいじめも発生しており、発見・解決が難しい状況となっている。

そこで、「いじめ防止基本方針」を策定し、学校としての組織的な対応をすることで未然防止、早期発見・早期解決をめざしたい。

いじめについては、次の理念をもと対応にあたるものとする。

いじめは、すべての児童に関係する問題であり、すべての児童が安心して学校生活をおくり、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず取り組みを進める。また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよういじめ防止等の対策を行う。その場合、「いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ということについて、児童が十分に理解できるように指導する。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他関係機関等との連携のもと、いじめ問題の克服をめざすものとする。

### 2. いじめとは

#### (1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して当該児童が在籍する学校で一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2)いじめに対する基本的な考え方

- ①指導にあたっては、どのような社会にあっても決して許されることではなく、いじめる側が悪いという明快な事実を、毅然とした態度で児童に指導していく必要がある。いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは決して認められるものではない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。
- ②教職員は、児童の悩みを親身になって受け止め、児童の発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分の学校(学級)に深刻ないじめ事件が発生するという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしという認識は持たない。
- ③児童についてきめ細かい実態把握に努めるとともに、いじめを見つけるための積極的な取り組みを行う。また、いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など校内の専

門家との連携を強める。

- ④いじめられる児童や、いじめを告げたことによっていじめられる恐れがあると考えている児童を徹底して守り通すということを、教職員が言葉と態度で示す。特に、いじめられている場合には、そのことを自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、友人、教師、親に必ず相談するようにする。(まして、自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対あってはならないことをメッセージとして伝える。)
- ⑤児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候などの危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに全職員において情報交換するなどにより、適切かつ迅速な対応を図る。いじめの訴えを学級担任が一人で抱え込まず、校長や教頭に適切な報告がなされるようにする。その上でそれぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が協力して指導に取り組む実効性のある体制を確立する。
- ⑥いじめの問題の解決のために、家庭は極めて重要な役割を担うものである。いじめの問題の基本的な考え方は、まず、家庭が責任を持って対応する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。そこで、いじめの解決に向けてすべての関係者がそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。また、地域を挙げての取り組みも急務である。
- ⑦いじめを行う児童に対しては、一定期間、校内において他の児童と異なる場所で、特別の指導計画で指導することも有効な場合もある。さらに、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる児童を守るために、いじめる児童に対して出席停止の措置を講じたり、警察・福祉関係等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとったりすることも必要である。特に、暴行や恐喝などの犯罪行為にあたるようないじめを行う児童については、警察との連携を積極的に図る。これらの措置を講ずることについては、日頃から教育委員会や保護者との間で十分な共通認識を持つておくことが大切である。

以上のような考え方に基づいて、学校が組織的な対応でいじめ問題に取り組むものとする。

### (3)いじめの集団構造と態様

◇いじめの構造(いじめの④層構造)は、次のようなことである。

- いじめる児童
- 観衆(はやしたてたり、おもしろがったりして見ている)
- 傍観者(見て見ない振りをする)
- いじめられる児童

いじめの持続や拡大には、いじめる児童といじめられる児童以外の「観衆」や「傍観者」の立場にいる児童が大きく影響している。「観衆」はいじめを積極的に是認し、「傍観者」はいじめを暗黙的に支持しいじめを促進する役割を担っている。

◇具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

よって、常にこのいじめの集団構造を理解し、学校(学級)の状態を注意深く観察・把握しながら、現象として現れる態様を見落とさぬよう対応していくことが重要である。

### 3. いじめ防止の基本的な方向と取り組み

#### (1) 指導体制、組織体制

◇実効性のある指導体制

##### ①連絡体制の確立(現状と課題の共有)

いじめの問題については、その件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際にいかに迅速に対応し、その悪化を防止し真の解決に結びつけることができたかが重要となるものである。教育委員会との相互の連絡・報告を密にしつつ、いじめの発生等についてきめ細かな状況把握を行い適切な対応をとる。

##### ②教職員の組織体制を確立し、全教職員で指導に取り組む(指導方針の徹底)

教職員の役割分担や責任の明確化を図るとともに、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が協力して指導に取り組む実効性のある体制を確立する。

##### ③リーダーによる指導体制の確立(行動内容の具体化)

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任等は、いじめの訴え等に基づき、学級担任や関係者等へ対応を指示し、情報を伝達した場合には、その対応や状況等について逐次報告を受け解決に至るまで適切にフォローする。

##### ④個々の教職員へのフォロー体制の確立(役割分担の明確化)

いじめの訴えを学級担任が一人で抱え込むことがないように、校内で支援チームをつくり組織的に対応する。

◇実効性のある組織体制

#### 【いじめ防止委員会の設置】

(検討内容)

- ・学校いじめ防止基本方針の作成、見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修会の企画、立案
- ・調査結果、報告等の情報の整理、分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認、判断
- ・配慮を必要とする児童への支援

(メンバー)

(校内) 校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・担任等

(外部) 九重町教育相談員・福祉関係者・スクールガードリーダー・スクールカウンセラー・学校評議員・育宝会代表

#### (2) 年間指導計画

	年間指導計画	教職員研修
4月	学級づくり	学級集団づくり・児童の情報交換
5月	縦割班活動を通しての仲間づくり	
6月	学校生活アンケートの実施と分析	アンケート結果分析・個人面談の情報共有
7月	祖父母学級	1学期の取り組みの振り返り

8月		いじめ対応研修・東飯田地区人権学習講演会
9月	運動会の活動を通しての仲間づくり	
10月	情報通信機器等についての講演会	
11月	学校生活アンケートの実施と分析	アンケート分析結果・個人面談結果の共有 県・町主催研修会への参加
12月	ファミリー学級(人権授業) 教育相談(個人面談)・道徳(人権)学習	保護者への啓発、3学期に向けての準備、 2学期の取り組みの振り返り
1月		
2月	学校生活アンケートの実施と分析 教育相談(個人面談)・道徳(人権)学習	アンケート分析結果・個人面談結果の共有
3月		1年の振り返り

#### 4. いじめ防止の措置

##### (1) いじめの防止のために次の事項に取り組む

###### ◇学習指導の充実

- ・学び合う集団づくり
- ・意欲的に取り組む授業づくり

###### ◇特別活動、道徳教育の充実

- ・学級活動の充実
- ・ボランティア活動の充実

###### ◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・講演会等の開催

###### ◇情報モラル教育の充実

###### ◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催

###### ◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施

##### (2) 早期発見に向けて次の事項の取り組み

- ・アンケート、個人面談、生活ノートなどで児童の変化を見逃さない。
- ・保護者が相談しやすい環境を日頃からつくる。
- ・授業・休み時間・清掃・給食などで観察をおこない、教職員で情報交換する。  
(一方的な見方で判断しない)
- ・校内組織をつくり、スクールカウンセラー、養護教諭などと連携する。
- ・運営委員会や職員会議で情報交換をする。

【いじめ発見のためのチェックポイント】

場面	いじめのサイン	チェック
登下校時・朝	カバンを持たされている。	
	欠席する(欠席したいという:頭痛、腹痛など)。(月3日以上)	
休み時間	遊ぶ友だちが変わる。	
	別のグループの子といることが多くなる。	
	休み時間の終わりにいつもボールなどの片付けをさせられている。	
	ふざけあっているように見えるが、表情が笑っていない。	
	休み時間、1人であることが多くなる。	
	休み時間、保健室や図書館などにいることが多くなる。	
	よく職員室に来るようになる。職員室の周りをうろろしている。	
授業中	その子が発言すると、ふざけた反応が返ってくる。もしくは、しらける。	
	成績が急に下がる。	
	忘れ物が多くなる。	
	机や教科書、ノートなどに落書きが目立つ。	
	係などを決めるときに、ふざけて推薦される。	
	グループにするときに、机を離されたり避けられたりする。	
給食中	その子が配膳した給食を誰もとらない。	
	給食や弁当を1人で食べている。	
	重いものや汚れたものを持たされることが多い。	
生活全般	元気がない。	
	声が小さくなる。	
	学級日誌や班ノートの記述が少なくなる。	
	持ち物を隠される。	
	他の子から強い口調で呼ばれたり、呼び捨てにされたりしている。 あだ名で呼ばれている。	
	きついことや悪口を言われたり、命令されたりしている。	
	その子の持ち物に触りたがらない。	
	隣の子が、机を少し離す。	
	すれ違うとき、微妙に(明らかに)よける。	
	教職員と視線を合わさない。	
	グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
	清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	

### (3)いじめの対応

#### ①いじめられている児童への対応

##### ○早期対応と事実関係の究明

- ・いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかり受け止める。
- ・当事者だけでなく、周囲の友だちから事情を聞く。
- ・事情を聞く場合は、個別対応をし、客観的な事実と主観的な思い(いじめられる児童からの訴えが弱いことを理由に問題を軽視したり、いじめる側といじめられる側の主張に隔たりがあったりすること)を整理しておく。

##### ○いじめを受けた児童へのケアと弾力的な対応

- ・児童に対する親身な教育相談をいっそう充実させるため、スクールカウンセラーの活用や養護教諭との連携を積極的に図る。

##### ○いじめを継続させないための弾力的な対応

- ・いじめられる児童には、いじめの解決に向けての様々な取り組みを進めつつ、児童の立場に立って、緊急避難としての欠席を弾力的に認める。その際は、保護者と十分連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる。
- ・いじめられる児童またはいじめる児童のグループ替えや座席替え、さらには学級替えを行うこともある。また、必要に応じて弾力的な学級編成の組み替えを行う。

#### ②いじめている児童への対応

- ・いじめは決して許されない行為であるといった毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめられた側の心の痛みを理解させると同時に自分の行為が重大な結果につながったということを認識させる。
- ・保護者にいじめの事実や経緯を十分に説明し、いじめに至った背景なども探りながら、二度と繰り返さないように継続的に指導していく。また、カウンセリングが必要な場合は、関係機関と連携する。

#### ③人、知人(観衆、傍観者)への対応

- ・いじめがあるという相談が寄せられた場合、その児童たちの勇気を認め、関係教職員と連携をとる方向で動く。
- ・いじめが続いている場合は、周囲の児童の受ける精神的なストレスに留意する。
- ・傍観者もいじめへ荷担しているという認識で、学級指導や教科指導、道徳、その他学校生活のあらゆる場面を通して事後指導していく。

#### ④保護者及び関係機関との連携

##### ○家庭との連携

- ・保護者等からの訴えや相談を受けた場合には、まず謙虚に聞くことを心がけ、その上で、関係者全員で取り組む。
- ・いじめへの対応の理解や協力を求める。

##### ○地域社会との連携

- ・学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。
- ・いじめの問題に関し学校と保護者や地域の代表者との意見交換の機会を設ける。
- ・PTAと学校との実質的な連絡協議の場を確保する。
- ・実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱いに留意しつつ正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保する。

##### ○関係機関との連携

#### ◇警察との連携

- ・暴力行為、金銭の要求など犯罪に関わる場合は、警察とも連携した対応にあたる。

#### ◇教育委員会との連携

- ・いじめを発見した場合は、教育委員会に報告する。
- ・特に重大(生命の危機や犯罪に関わるもの等)な事案の場合は、直ちに報告をし、対応について十分に協議する。

#### ◇その他の関係機関との協力

- ・医療機関、児童相談所、人権擁護委員会などと協力が必要な場合は、教育委員会に報告し、コーディネーター的な役割も依頼し連携をしていく。

## 5. ネットいじめへの対応

### (1) 児童への対応

#### ○被害児童への対応

- ・きめ細やかなケアを行い、いじめられた児童を守り通す。

#### ○加害児童への対応

- ・加害児童自身がいじめに遭っていた場合もあることから、起こった背景や事情について詳細に調べ、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。

#### ○全校の児童への対応

- ・個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校児童への指導を行う。

### (2) 保護者への対応

迅速に連絡し、家庭訪問を行うなどして学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

### (3) 書き込みサイトへの削除依頼

サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べ削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に依頼する。

## 6. 重大事態への対応

学校教育活動全体を通して、児童の豊かな心育てに努める。

いじめについては、多様な方法で早期発見・早期対応に努め、組織的な対応で関係機関との連携を図る。校内においては、いじめ対策委員会を設置し効果的な運営に努める。児童や保護者が話しやすい状況をつくり、学校や家庭でのサインを見逃さないためのいじめ相談窓口を設置する。被害児童に対しては、寄り添いながら迅速かつ誠実に対応する。加害児童については、保護者と連携し再発防止に努める。

状況報告や取り組みについては、教育委員会との連携を密にし、よりよい方向を探る。

### いじめ対策の基本

#### 1. 早期発見・早期対応

○いじめの小さなサインを見逃さず、しっかりと捉え、察知した問題をケースに応じ迅速かつ適切に指導すること。

#### 2. 組織的な対応

○いじめ対策委員会を機能させ、組織的な取り組みを徹底して進めること。

#### 3. 関係機関との連携

○ケースによって、学校だけの指導に固守せず、保護者、教育委員会、警察、児童相談所など関係機関との連携体制の元で指導・対応に当たること。

### いじめ対策委員会

#### 【学校】

○校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、担任など

#### 【外部】

○九重町教育相談員、福祉関係者、スクールガードリーダー、スクールカウンセラー、学校評議員、育宝会代表